

# 平成30年度第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議

日時：平成30年10月3日（水）13:15～15:15

場所：大分県庁本館2階 正庁ホール

## 1 開 会

## 2 知事挨拶

## 3 会長挨拶

## 4 議 事

### 意見交換

おおいた子ども・子育て応援プランの推進について

#### テーマ①

きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

行政説明：里親リクルート対策事業について

#### テーマ②

教育の推進

行政説明：幼児教育の無償化について

「子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進」に関する取組について  
新・放課後子ども総合プランについて

#### テーマ③

子どもにとって安全・安心なまちづくり

行政説明：学校・社会福祉施設等のブロック塀の安全対策について

スクールサポーターの活動について

まもめーる（アプリ版）について

## 5 閉 会

<配布資料>

資料1 平成30年度第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議説明資料

資料2 各委員から事前にいただいたご意見等について

### 【おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）の基本施策】

- 1 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり
- 2 地域における子育ての支援
- 3 子育ても仕事もしやすい環境づくり
- 4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
- 5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- 6 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進
- 7 子どもにとって安全・安心なまちづくり

# おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：平成31年5月31日まで

氏名	所属・勤務先 等
ありま けいこ 有馬 圭子	大分県臨床心理士会 大分県スクールカウンセラー
いとなが たかあき 糸永 隆章	大分県自治会連合会 大分市滝尾地区連合自治会長
うちだ ひろこ 内田 寛子	大分県民生委員児童委員協議会 会計監査
おいえ しょうこ 尾家 正子	大分県児童養護施設協議会 清浄園心理士
おおうち なおき 大内 直樹	大分県商工会連合会 大分県商工会青年部連合会長
おかだ まさひこ 岡田 正彦	大分大学 高等教育開発センター教授
おがわ ゆみ 小川 由美	地域子育て支援拠点 花っころム 施設長 NPO法人アンジュ・ママン
か賀 くちえ 賀来 千恵	公募委員（生活協同組合 コープおおいた）
かんだ としえ 神田 寿恵	大分県保育連合会 社会福祉法人熊崎福祉会 すみれ保育園 園長
きぬがさ かずしげ 衣笠 一茂	大分大学 福祉健康科学部 学部長
さかもと あきひこ 坂本 章彦	おおいたおやじネットワーク
さとう ひろみ 左藤 弘美	大分県PTA連合会 母親部会 代表
さとう まさかず 佐藤 政和	公募委員（泉光こども園）
しおつき ゆういち 塩月 裕市	日本労働組合総連合会大分県連合会 副事務局長
しげいし たづこ 重石 多鶴子	大分市子どもすこやか部 部長
しのはら たけし 篠原 丈司	社会保険労務士篠原事務所
たけつ とみ 武津 智美	大分県小学校長会 大分市立坂ノ市小学校 校長
とみたか くにこ 富高 国子	放課後児童クラブ／ファミリー・サポート・センター つるおか子どもの家 代表
どい居 たかのぶ 土居 孝信	大分県私立幼稚園連合会 会長 学校法人明佳学園 理事長
なかにね まりこ 仲嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長
ふじた さとみ 藤田 さと美	大分県中小企業団体中央会 職員
ふじもと たもつ 藤本 保	大分県医師会常任理事 大分こども病院 院長
ふじわら まゆみ 藤原 真弓	大分県商工会議所連合会 職員
まさもと ひでたか 正本 秀崇	大分県認定こども園連合会 会長 むさしこども園 園長
まつだ えみ 松田 絵美	ファミリーホームももたろう 施設長
みかみ なほこ 三上 奈穂子	大分合同新聞社 編集局GODOジュニア編集部 記者
ゆきの しんや 幸野 晋也	公募委員（おおいたパパくらぶ）
よしいわ ひろき 吉岩 宏樹	大分県社会福祉協議会 職員
	合計28名（敬称略・50音順）

# 平成30年度第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議配席図

日時 平成30年10月3日(水) 13:15~15:15  
会場 大分県庁舎本館2階 正庁ホール

- 糸永隆章 委員 ○  
(大分県自治会連合会)
- 有馬圭子 委員 ○  
(大分県臨床心理士会)
- 岡田正彦 副会長 ○  
(大分大学)
- 仲嶺まり子 会長 ○  
(別府大学短期大学部)
- 吉岩宏樹 委員 ○  
(大分県社会福祉協議会)
- 幸野晋也 委員 ○  
(公募委員)

- 三上奈穂子 委員 ○  
(大分合同新聞社)
- 松田絵美 委員 ○  
(ファミリーホームももたろう)
- 正本秀崇 委員 ○  
(大分県認定子ども園連合会)
- 藤原真弓 委員 ○  
(大分県商工会議所連合会)
- 藤本保 委員 ○  
(大分県医師会)
- 藤田里美 委員 ○  
(大分県中小企業団体中央会)
- 川原恒太郎 代理人 ○  
(大分県私立幼稚園連合会)
- 富高国子 委員 ○  
(つるおか子どもの家)

- 内田寛子 委員  
(大分県民生委員児童委員協議会)
- 古屋康博 代理人  
(大分県児童養護施設協議会)
- 賀来千恵 委員  
(公募委員)
- 神田寿恵 委員  
(大分県保育連合会)
- 坂本章彦 委員  
(おおいたおやじネットワーク)
- 佐藤政和 委員  
(公募委員)
- 塩月裕市 委員  
(日本労働組合総連合会大分県連合会)
- 重石多鶴子 委員  
(大分市子どもすこやか部)

傍聴者席

報道席

--	--	--

- 中村教育改革・企画課長
- 大戸こども・家庭支援課長
- 飯田福祉保健部審議監
- 長谷尾福祉保健部長
- 広瀬知事
- 御手洗こども未来課長
- 藤内福祉保健部参事監
- 兼健康づくり支援課長
- 中濱少年課次席

別府安心まちづくり  
推進室長補佐

○ 関係部局職員等

## ご欠席

- 大内直樹 委員  
(大分県商工会連合会)
- 小川由美 委員  
(地域子育て支援拠点「花っこルーム」)
- 衣笠一茂 委員  
(大分大学)
- 左藤弘美 委員  
(大分県PTA連合会)
- 篠原文司 委員  
(社会保険労務士)
- 武津智美 委員  
(大分県小学校長会)

## 〇おおい子ども・子育て応援県民会議条例

平成二十五年七月四日 大分県条例第三十三号

(設置)

第一条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、おおい子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

(組織)

第二条 県民会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第五条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第七条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則（平成二六年条例第四〇号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(調査審議等の特例)

2 おおい子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の日においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。